

令和2年3月10日

組合員・地域のみなさまへ

さいたま農業協同組合
代表理事組合長 山崎 昇一

不祥事件発生のお詫びとご報告

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび誠に遺憾ながら、当組合におきまして職員による不祥事件が発覚いたしました。

当組合は、昨年7月に渉外担当者による不祥事件が発覚し、その再発防止策に取り組み始めた矢先に新たな不祥事件が発覚してしまいましたことで、組合員・地域のみなさまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心からお詫び申し上げます。

現時点で把握している内容と当組合の対応につきまして下記の通りご報告申し上げます。

1. 不祥事件の概要

令和元年7月より、加納支店職員が、お客様よりお預かりした定期積金の掛金(被害総額710,000円)を横領しておりました。

当該事件については、悉皆調査を実施し、横領による被害額については、すでに当該職員より全額回収し、被害に遭われたお客様には全額弁済させていただいております。

また、当組合は、本事件を職員による定期積金の掛金横領事件として埼玉県等関係団体に報告するとともに、埼玉県警にも届け出ております。

なお、当該職員については、当組合の就業規則に基づき令和2年2月27日付で懲戒解雇処分といたしました。

2. 今後の対応等

当組合は、昨年発覚した不祥事件の再発防止策を役職員一丸となって取り組んでおりましたが、取組が不十分であったことを厳粛に受け止め深く反省をしております。

この事態を重く受け止め、二度と不祥事件を発生させないため再発防止策の見直しと内部管理態勢のより一層の強化、綱紀粛正の周知徹底を図り、組合員・地域のみなさまの信頼回復に向け、誠心誠意努めて参る所存でございます。

また、役員管理・監督責任等については、関係機関と相談しながら厳正な処分を行い、関係職員の処分についても賞罰委員会において厳正に行います。

当組合で発生した不祥事件につきまして、重ねてお詫び申し上げますとともに、役職員一同これまで以上に高い倫理観を持って、組合員・地域のみなさまの信頼回復に全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

《本件に関する問い合わせ窓口》

さいたま農業協同組合 本店 管理部コンプライアンス課 電話 048-666-1254

*土日祝日を除く 9:00~17:00

以上